

いばらき賃上げ支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、物価上昇の影響を受ける中で賃上げを行う中小企業者等を支援するため、予算の範囲内において、いばらき賃上げ支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(支援金の交付)

第2条 この要綱は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）のほか、支援金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援金の種類)

第3条 この要綱において交付する支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賃上げ支援コース（中央引上げ目安内の賃上げに対する支援）
- (2) 地域賃上げ加算支援コース（地方上乘せ分の賃上げに対する支援）

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
なお、この定義は前条各号に掲げるコースにおいて共通とする。

- (1) 「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条において支払わなければならないこととされている賃金をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者をいう。
- (3) 「個人事業主」とは、個人で事業を営む者をいう。
- (4) 「正規雇用労働者」とは、次に掲げるもの全てに該当する者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している者であること。
 - イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
 - ウ 通常の労働者と同様の就業規則が適用されている者であること。
- (5) 「非正規雇用労働者」とは、前号に規定する者以外の者をいう。
- (6) 「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」とは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第17条の2の7において定められたものをいう。
- (7) 「みなし大企業」とは、次に掲げるもののいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を本号アからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者等
 - オ 本号アからウの中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小

企業者等

(8) 「常時使用する労働者」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」とし、次に掲げるもの全てに該当しない者をいう。

ア 会社役員、個人事業主

イ 日々雇い入れられる者

ウ 2か月以内の期間を定めて使用される者

エ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

(9) 「公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者」とは、次に掲げるもの全てに該当しない法人をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること。

イ 常時使用する労働者の数が300人以下であること。

(補助対象事業者)

第5条 支援金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、この要件は第3条各号に掲げるコースにおいて共通とする。

(1) 申請者が法人の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当する者であること。ただし、次の（ア）から（キ）に該当する者は除く。

(ア) 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とする者（同窓会、同好会等）

(イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とする者

(ウ) 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者（後援会等）

(エ) 茨城県及び県内市町村の行政連携団体

(オ) 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

(カ) みなし大企業

(キ) 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者

イ 県内に本社若しくは主たる事業所があること、又は県内に支店若しくは営業所等の事業所があること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。

ウ 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用していること。

エ 茨城県税に未納がないこと

オ 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をした事業者でないこと。

カ 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。

キ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に

規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

ク 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

（2）申請者が個人事業主の場合は、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 茨城県内税務署へ開業届を提出していること。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、前号ウからケの全てに該当すること。

（交付要件）

第6条 支援金の交付の対象となる賃金の引き上げ及び雇用労働者並びにその他の要件は、第3条各号に掲げるコースごとに、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）賃上げ支援コースにおいては、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 令和8年4月1日から令和8年10月18日までの間に、1時間当たりの賃金の額が1,129円以下の労働者の賃金を1,136円以上に引き上げること。

イ 賃金を引き上げる労働者は、原則、申請時点において、県内事業所に勤務する正規及び非正規の雇用労働者（キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた労働者又は受ける見込みのある労働者を除く。）であること。

ウ 引き上げ後の賃金水準以上を1年間継続する見込みがあること。

（2）地域賃上げ加算支援コースにおいては、次に掲げるもの全てに該当すること。

ア 令和8年4月1日から令和8年10月18日までの間に、1時間当たりの賃金の額が1,130円以下の労働者の賃金を1,136円以上に引き上げること。

イ 賃金を引き上げる労働者は、原則、申請時点において、県内事業所に勤務する正規及び非正規の雇用労働者（キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の適用を受けた労働者又は受ける見込みのある労働者を除く。）であること。

ウ 引き上げ後の賃金水準以上を1年間継続する見込みがあること。

（交付額）

第7条 交付額は、第3条各号に掲げるコースごとに、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）賃上げ支援コースにおいては、次の各号に掲げる雇用労働者であって、前条第1号に規定する要件をすべて満たす者の数に当該各号の金額を乗じて得た額の合計額とする。

ア 正規雇用労働者1人当たり 4万円

イ 非正規雇用労働者1人当たり 2万円

（2）地域賃上げ加算支援コースにおいては、次の各号に掲げる雇用労働者であって、前条第2号に規定する要件をすべて満たす者の数に当該各号の金額を乗じて得た額の合計額とする。

ア 正規雇用労働者1人当たり 5千円

イ 非正規雇用労働者 1 人当たり 3 千円

（交付の申請）

第 8 条 支援金の交付を受けようとする事業者は、必要書類を添付し、いばらき賃上げ支援金申請書兼請求書（以下「申請書」という。）（様式第 1 号又は様式第 2 号）を令和 9 年 1 月 29 日までに、知事に提出しなければならない。なお、第 6 条各号に掲げる要件のいずれも満たす場合、第 3 条各号に掲げるコースについて、いずれも申請を行えるものとする。

2 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）交付対象労働者一覧（様式第 3 号）
- （2）交付対象労働者に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- （3）賃金台帳の写し（賃金改定前月及び賃金改定月分）
- （4）口座振替依頼書又は口座振替依頼書兼委任状
- （5）支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- （6）法人の場合は、履歴事項全部証明書（申請日から 3 か月以内のもの）
- （7）個人事業主の場合は、直近の確定申告書（「青色申告」又は「白色申告」）の写し
- （8）その他知事が必要と認める書類

（交付の決定等）

第 9 条 知事は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付を決定し、いばらき賃上げ支援金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

2 前項における審査の結果、不適正であると認めるものについては、いばらき賃上げ支援金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、不交付と認めた理由を付して、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定に基づき交付を決定したときは、申請者に対しすみやかに支援金を交付する。

4 補助対象経費に対して国または地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する助成金等を受けていないこと。

（交付決定の取消し）

第 10 条 知事は、第 9 条第 1 項の規定に基づき交付決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、いばらき賃上げ支援金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

- （1）この要綱の規定又は交付決定内容に違反したとき
- （2）偽りその他不正の手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治 40 年法律第 45 号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。）により支援金の交付を受けたとき
- （3）第 5 条の要件を満たさないことが判明したとき

(4) 第6条の要件を満たさないことが判明したとき

(返還)

第11条 知事は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(帳簿の備付等)

第12条 支援金の交付を受けた事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査等)

第13条 知事は、支援金の交付に関して、必要があると認めるときは、事業者に対して関係書類の提出を求め、事情聴取又は訪問調査等を行うものとする。

2 事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

いばらき賃上げ支援金 申請書兼請求書

いばらき賃上げ支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請コース

（１）賃上げ支援コース（中央引上げ目安内の賃上げに対する支援）

(R8. 4. 1～R8. 10. 18に1, 129円以下から1, 136円以上に引き上げた場合)

ア. 対象労働者数	正規	人	非正規	人	計	0 人
-----------	----	---	-----	---	---	-----

イ. 支援金申請額	0 円	(A)
-----------	-----	-----

※対象労働者数（正規）× 40,000円

対象労働者数（非正規）× 20,000円

（２）地域賃上げ加算支援コース（地方上乘せ分の賃上げに対する支援）

(R8. 4. 1～R8. 10. 18に1, 130円以下から1, 136円以上に引き上げた場合)

ア. 対象労働者数	正規	人	非正規	人	計	0 人
-----------	----	---	-----	---	---	-----

イ. 支援金申請額	0 円	(B)
-----------	-----	-----

※対象労働者数（正規）× 5,000円

対象労働者数（非正規）× 3,000円

2. 支援金申請額（両コース合計）	0 円	(A+B)
-------------------	-----	-------

3. 申請総括書

法人（本社） 所在地	〒		
フリガナ			
法人名			
フリガナ		フリガナ	
代表者の職		代表者氏名	
事業所所在地 ※茨城県内 事業所に限る	〒		
フリガナ			
事業所名			
業 種 ※中小企業基本法 第2条第1項に 掲げる中小企業者 の該当する 大分類を選択して ください。	☐ A. 農業・林業	☐ K. 不動産業、物品賃貸業	
	☐ B. 漁業	☐ L. 学術研究、専門・技術サービス業	
	☐ C. 鉱業、採石業、砂利採取業	☐ M. 宿泊業、飲食サービス業	
	☐ D. 建設業	☐ N. 生活関連サービス業、娯楽業	
	☐ E. 製造業	☐ O. 教育、学習支援業	
	☐ F. 電気・ガス・熱供給・水道業	☐ P. 医療、福祉	
	☐ G. 情報通信業	☐ Q. 複合サービス事業	
	☐ H. 運輸業、郵便業	☐ R. サービス業（他に分類されないもの）	
	☐ I. 卸売業、小売業	☐ S. 公務（他に分類されるものを除く）	
	☐ J. 金融業、保険業	☐ T. 分類不能の産業	
担当者氏名			
担当者 メールアドレス			
担当者電話番号 （日中連絡先）		常時使用する 労働者数※	人

※労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数

①会社役員、個人事業主 ②日々雇い入れられる者 ③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者

④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

確認事項	他の支援金や補助金を受給していますか	（「はい」と答えた方） 支援金または 補助金の名称	
	【 ☒ はい ・ ☐ いいえ 】		
人件費を含む運営費補助などを公的機関から受けている場合、支援重複により対象外となる可能性があります。 （詳細はFAQを御参照ください。）			

必要書類

- （1）交付対象労働者一覧（様式第3号）
- （2）交付対象労働者に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- （3）賃金台帳の写し（賃金改定前月及び賃金改定月分）
- （4）口座振替依頼書又は口座振替依頼書兼委任状
- （5）支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- （6）【法人の場合のみ】履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内のもの）

宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（☒）を入れてください。
（交付申請には、全ての項目に☒の印が必要です。すべての項目に☒がない場合、交付はできません。）

- ☐ 本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。

- ☐ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当します。※

※ 次の①から⑦のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- ④ 茨城県及び県内市町村の行政連携団体
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ⑥ みなし大企業
- ⑦ 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者

- ☐ 県内に本社若しくは主たる事業所がある、又は県内に支店若しくは営業所等の事業所があり、法人住民税が免除されていない事業者には該当します。

- ☐ 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用しています。

- ☐ 申請日時点において、茨城県税に未納はありません。

- ☐ 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）はありません。

- ☐ 過去5年間に重大な法令違反等※はありません。

※ 重大な法令違反等とは、以下の場合が該当します。

違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど。

- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。

- ☐ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。

- ☐ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者に該当しません。

- ☐ 支援金の申請に当たり、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、交付決定の取消、支援金の返還等に応じます。

- ☐ 上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。
また、知事から報告・立会検査の求めがあった場合は速やかに応じます。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

いばらき賃上げ支援金 申請書兼請求書

いばらき賃上げ支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請コース

（1）賃上げ支援コース（中央引上げ目安内の賃上げに対する支援）

（R8. 4. 1～R8. 10. 18に1, 129円以下から1, 136円以上に引き上げた場合）

ア. 対象労働者数

正規	人	非正規	人	計	0 人
----	---	-----	---	---	-----

イ. 支援金申請額

0 円 (A)

※対象労働者数（正規）× 40,000円

対象労働者数（非正規）× 20,000円

（2）地域賃上げ加算支援コース（地方上乘せ分の賃上げに対する支援）

（R8. 4. 1～R8. 10. 18に1, 130円以下から1, 136円以上に引き上げた場合）

ア. 対象労働者数

正規	人	非正規	人	計	0 人
----	---	-----	---	---	-----

イ. 支援金申請額

0 円 (B)

※対象労働者数（正規）× 5,000円

対象労働者数（非正規）× 3,000円

2. 支援金申請額（両コース合計）

0 円 (A + B)

3. 申請総括書

申請者所在地	〒		
フリガナ			
申請者氏名			
事業所所在地 ※茨城県内 事業所に限る	〒		
フリガナ			
事業所名 (屋号)			
業 種 ※中小企業基本法 第2条第1項に 掲げる中小企業者 の該当する 大分類を選択して ください。	☐ A. 農業・林業	☐ K. 不動産業、物品賃貸業	
	☐ B. 漁業	☐ L. 学術研究、専門・技術サービス業	
	☐ C. 鉱業、採石業、砂利採取業	☐ M. 宿泊業、飲食サービス業	
	☐ D. 建設業	☐ N. 生活関連サービス業、娯楽業	
	☐ E. 製造業	☐ O. 教育、学習支援業	
	☐ F. 電気・ガス・熱供給・水道業	☐ P. 医療、福祉	
	☐ G. 情報通信業	☐ Q. 複合サービス事業	
	☐ H. 運輸業、郵便業	☐ R. サービス業(他に分類されないもの)	
	☐ I. 卸売業、小売業	☐ S. 公務(他に分類されるものを除く)	
	☐ J. 金融業、保険業	☐ T. 分類不能の産業	
担当者氏名			
担当者 メールアドレス			
担当者電話番号 (日中連絡先)		常時使用する 労働者数※	人

※労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数

①会社役員、個人事業主 ②日々雇い入れられる者 ③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者

④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

確認事項	他の支援金や補助金を受給していますか	(「はい」と答えた方) 支援金または 補助金の名称	
	【 ☐ はい ☐ いいえ 】		
人件費を含む運営費補助などを公的機関から受けている場合、支援重複により対象外となる可能性があります。 (詳細はFAQを御参照ください。)			

必要書類

- (1) 交付対象労働者一覧(様式第3号)
- (2) 交付対象労働者に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- (3) 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月)
- (4) 口座振替依頼書又は口座振替依頼書兼委任状
- (5) 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- (6) 【個人事業主の場合のみ】直近の確定申告書(「青色申告」又は「白色申告」)の写し

宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（☒）を入れてください。
（交付申請には、全ての項目に☒の印が必要です。すべての項目に☒がない場合、交付はできません。）

☐ 本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後 1 年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。

☐ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者に該当します。※

※ 次の①から③のいずれかに該当するものは除く。

① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）

② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの

③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

☐ 県内の事業所に常時使用する労働者を 1 人以上雇用しています。

☐ 申請日時点において、県税に未納はありません。

☐ 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去 3 年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）はありません。

☐ 過去 5 年間に重大な法令違反等※はありません。

※ 重大な法令違反等とは、以下の場合が該当します。

違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど。

☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。

☐ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。

☐ 民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者に該当しません。

☐ 支援金の申請に当たり、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、交付決定の取消、支援金の返還等に応じます。

☐ 上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。
また、知事から報告・立会検査の求めがあった場合は速やかに応じます。

交付対象労働者一覧

事業者（事業所）名

NO	氏名	正規 非正規	賃金引上げ年月日 ※1	賃金額（時給額）				引上げ額 （A-B）		時給額の算出式	対象コース
				賃金引上げ月 （A）		賃金引上げ月 の前の月 ※2（B）					
1			R 年 月 日		円		円		円		
2			R 年 月 日		円		円		円		
3			R 年 月 日		円		円		円		
4			R 年 月 日		円		円		円		
5			R 年 月 日		円		円		円		
6			R 年 月 日		円		円		円		
7			R 年 月 日		円		円		円		
8			R 年 月 日		円		円		円		
9			R 年 月 日		円		円		円		
10			R 年 月 日		円		円		円		
11			R 年 月 日		円		円		円		
12			R 年 月 日		円		円		円		
13			R 年 月 日		円		円		円		

※1 対象時期において複数回の賃金引上げを行った場合には、申請時点で適用されている賃金額に引き上げられた日を記入すること。

※2 賃金引上げ月の前の月における賃金額（時給）を記入すること。

※3 行が足りなくなった場合、行を追加して記載すること。

交付対象労働者一覧

事業者（事業所）名

NO	氏名	正規 非正規	賃金引上げ年月日 ※1	賃金額（時給額）		引上げ額 （A－B）	時給額の算出式	対象コース
				賃金引上げ月 （A）	賃金引上げ月 の前の月 ※2（B）			
1	茨城 太郎	正規	R 8 年 10 月 1 日	1140 円	1080 円	60 円	引上げ前： （180,000円×12か月） ÷（250日×8時間）＝1,080円 引上げ後： （190,000円×12か月） ÷（250日×8時間）＝1,140円	賃上げ支援コース 及び地域賃上げ加 算支援コース
2	茨城 次郎	非正規	R 8 年 10 月 1 日	1136 円	1074 円	62 円	引上げ前： 1時間当たり1,074円 引上げ後： 1時間当たり1,136円	賃上げ支援コース 及び地域賃上げ加 算支援コース
3	茨城 三郎	非正規	R 8 年 10 月 12 日	1160 円	1130 円	30 円	引上げ前： 1時間当たり1,130円 引上げ後： 1時間当たり1,160円	地域賃上げ加算支 援コース
4			年 月 日	円	円	円		
5			年 月 日	円	円	円		
	新茨城 ミス郎	正規	R 8 年 10 月 12 日	1134 円	1073 円	61 円	最低賃金以下	交付対象外
	新茨城 ミス郎	正規	R 8 年 10 月 1 日	1140 円	1131 円	9 円	申請対象時給額超過	交付対象外
	新茨城 ミス郎	正規	R 7 年 12 月 1 日	1140 円	1080 円	60 円	申請時期対象外	交付対象外
			R 年 月 日	円	円	円		

※1 対象時期において複数回の賃金引上げを行った場合には、申請時点で適用されている賃金額に引き上げられた日を記入すること。

※2 賃金引上げ月の前の月における賃金額（時給）を記入すること。

※3 行が足りなくなった場合、行を追加して記載すること。

殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき賃上げ支援金交付決定通知書

このことについて、下記のとおり支援金額が確定しましたので通知します。

記

1. 支援金額 _____ 円

うち 賃上げ支援コース（中央引上げ目安内の賃上げに対する支援） _____ 円

地域賃上げ加算支援コース（地方上乘せ分の賃上げに対する支援） _____ 円

2. 宣誓・同意済事項

- (1) 本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後 1 年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当します。※

※ 次の①から⑦のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- ④ 茨城県及び県内市町村の行政連携団体
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ⑥ みなし大企業
- ⑦ 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者

- (3) 県内に本社若しくは主たる事業所がある、又は県内に支店若しくは営業所等の事業所があり、法人住民税が免除されていない事業者には該当します。
- (4) 県内の事業所に常時使用する労働者を 1 人以上雇用しています。
- (5) 申請日時点において、茨城県税に未納はありません。
- (6) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去 3 年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）はありません。
- (7) 過去 5 年間に重大な法令違反等（違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど）はありません。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- (9) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者に該当しません。
- (11) 支援金の申請に当たり、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、交付決定の取消、支援金の返還等に応じます。
- (12) 知事から報告・立会検査の求めがあった場合は、これに速やかに応じます。

殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき賃上げ支援金交付決定通知書

このことについて、下記のとおり支援金額が確定しましたので通知します。

記

1. 支援金額 _____ 円

うち 賃上げ支援コース（中央引上げ目安内の賃上げに対する支援） _____ 円

地域賃上げ加算支援コース（地方上乘せ分の賃上げに対する支援） _____ 円

2. 宣誓・同意済事項

- (1) 本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者に該当します。※

※ 次の①から③のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）

- (3) 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用しています。
- (4) 申請日時点において、茨城県税に未納はありません。
- (5) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとするもの）はありません。
- (6) 過去5年間に重大な法令違反等（違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど）はありません。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者に該当しません。
- (10) 支援金の申請に当たり、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、交付決定の取消、支援金の返還等に応じます。
- (11) 知事から報告・立会検査の求めがあった場合は、これに速やかに応じます。

殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき賃上げ支援金不交付決定通知書

このことについて、下記理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

1. 不交付の理由

労政第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき賃上げ支援金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付労政第 号で通知したいばらき賃上げ支援金の交付決定について、下記のとおり交付決定の全部又は一部を取り消したので、いばらき賃上げ支援金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

支援金の名称	いばらき賃上げ支援金
支援金の額	_____ 円 うち 賃上げ支援コース（中央引上げ目安内の賃上げに対する支援） _____ 円 地域賃上げ加算支援コース（地方上乗せ分の賃上げに対する支援） _____ 円
取消の理由	